水 給 第 73 号 令和元年 5月21日

指定給水装置工事事業者 各位 指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課課 長 宮 崎 理 (公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について(通知)

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申 し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。 改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしくお願いします。

【主な改正内容】

(1) 給水装置工事施行基準

・水道配水用ポリエチレン管からの給水管取出しに関する注記の追記 (P76)

(2) 排水設備工事施行基準

- ・床下集合排水システム(排水ヘッダー)に関する取扱いの一部改正 (P69)
- ・関係規格の改訂に伴う、グリース阻集器の選定の一部改正 (P参7~P参17、P参35)

※ 5月28日の指定工事事業者講習会にて概要を説明致します。

【運用開始日】 令和元年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備 工事施行基準」からダウンロードできます。(6月1日以降)

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係: [LL 099-213-8524

南部審査係: [L 099-213-8523